

第2 医薬品の適正使用

第2 医薬品の適正使用

1 医薬品の適正使用推進事業

(1) 現状

令和4年度の広島県における処方箋受取率は、76.0%となっており、医薬分業は着実に進展しているが、患者等が医薬分業のメリットを感じられないといった問題点や県民の医薬品に対する理解不足などが指摘されている。また、高度化・複雑化する薬物療法において、医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師のさらなる関与が求められている。

広島県では、患者本位の適正な医薬分業の推進のため、「かかりつけ薬剤師・薬局」の育成に資する研修会や、県民に対する医薬品の正しい知識等の普及のための啓発を行うとともに、「医薬品適正使用検討特別委員会」において、医薬品適正使用推進に係る検討を行っている。

(2) 事業内容

ア 医薬品の適正使用に関する啓発

医薬品による十分な治療効果を上げるためには、患者自らが医薬品の正しい使い方について理解し、服薬していく必要がある。

更に、セルフメディケーションの必要性が高まるなか、県民自らの一般用医薬品に対する適正使用とリスク管理も一層重要となっている。

そのため、県民等に対して、医薬品の正しい知識の普及のため、啓発活動を実施している。

令和2年度は、ジェネリック医薬品に関する正しい知識の普及を図り、ジェネリック医薬品の使用割合の向上につなげるため、後発医薬品使用促進事業（広島県健康福祉局医療介護保険課が公益社団法人広島県薬剤師会に一部委託して実施）において、日本ジェネリック製薬協会を講師として研修会を行った。令和3年度、令和4年度においては、医療介護保健課及び広島県薬剤師会と連携のもと、ジェネリック医薬品の製造に関する問題が紛糾する中、ジェネリック医薬品の供給のあり方などについて検討した。

イ 広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会

団塊の世代が75歳を迎える2025年に備え、重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、医療・介護・保健・福祉・生活支援等が連携して高齢者等を支える地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題となっており、医療技術の進展、後発医薬品の使用推進による医薬品の種類の増加など、薬物療法が高度化、複雑化する中で薬の専門家である薬剤師が在宅医療における薬物療法に参加することがますます重要となっている。

しかし、薬局薬剤師は、病院薬剤師と異なり、投薬時の適切な情報提供や副作用の早期発見などの薬の専門家としての役割を果たすために必要な患者情報を入手することが難しい状況にある。

こうした現状を踏まえ、当委員会では、平成23年度から薬物療法に係る医療関係者間の患者情報の共有ツールである「お薬手帳」や「地域連携クリニカルパス」に焦点を当て調査研究を行い、平成25年度は、地域包括ケアシステムにおいて、高齢者等の服薬管理における問題点及びその解決のための多職種連携の在り方について検討を行った。その結果、その効果的な活用のた

めには、薬局薬剤師の在宅医療への積極的な参加や他職種とのさらなる連携強化が必要であることが明らかとなった。

さらに、平成 26 年 1 月に公表された「薬局の求められる機能とあるべき姿」において、薬局・薬剤師は、住民への健康相談応需やセルフメディケーションの推進など、より地域に密着した健康情報拠点としての役割が求められていることが示された。このため、平成 26 年度は、在宅医療における服薬管理や多職種連携などに貢献でき、また地域に密着した健康情報拠点として活躍できる薬局・薬剤師を養成するため、「広島県在宅支援薬剤師」養成研修プログラムの策定及び研修会を実施した。

平成 27 年 10 月には、国が「患者のための薬局ビジョン」を公表し、薬局・薬剤師は、住民への健康相談応需やセルフメディケーションの推進等の「健康サポート機能」を有することが求められると明示された。

県民の生活に身近な存在となっている健康食品については、今や多種多様でその入手経路も多様化しており、実際に多くの県民が利用していると考えられるが、その反面、不適切な利用によっては健康被害をもたらすことも明らかとなっている。一方、患者のための薬局ビジョンにおいて示される薬局・薬剤師に必要な「健康サポート機能」において、住民の健康相談に応じ、セルフメディケーションを推進する上で、健康食品に係る知識は必須のものとなっている。

そこで、平成 27 年度及び平成 28 年度の当委員会では、健康食品の利用に係る実態調査を行い、県民が健康食品を利用する上で、医療・介護従事者が認識しておくべき問題点等を把握するための検討を行うとともに、医療・介護従事者に求められる対応に関する検討を行った。

高齢化の進展に伴い、高齢者の医薬品の不適正な使用、特に多剤服用による問題の発生が「ポリファーマシー」として注目されるようになった。これらの背景を踏まえ、平成 29 年度は「ポリファーマシー」をテーマとして、県内多職種、住民及び自治体を対象に多剤服用による問題意識の調査を実施した。平成 30 年度に「ポリファーマシー」改善に向けた情報共有ツールを作成し、令和元年度は、老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅に対して当該ツールを試行した。令和 2 年度及び令和 3 年度は、東広島地域の居宅介護支援事業所を対象に、ツールを試行し、2 件の活用事例が確認された。この結果を踏まえ、令和 4 年度に平成 29 年度と同様のアンケート内容にお薬相談シートの活用や薬剤師との連携に関する内容を追加して、県内多職種、住民及び自治体を対象にアンケート調査を行い、連携する薬剤師に求められる業務やお薬相談シートへの期待を明らかとした。

ウ 後発医薬品使用促進事業

国は、医療費の患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点から後発医薬品の使用を促進するため、「後発医薬品の安心使用アクションプログラム」（平成 19 年策定）に引き続き、平成 25 年 4 月、「後発医薬品の更なる使用促進のためのロードマップ」を策定し、後発医薬品の数量シェアの新たな目標を、「平成 30 年 3 月末までに 60%（※1）以上とすること。」とした。

さらに、平成 27 年 6 月、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（いわゆる骨太の方針 2015）により、新たな目標として後発医薬品の数量シェアを平成 29 年央に 70%以上とするとともに、平成 30 年度から平成 32 年度までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする方針を示した。

広島県では、平成 20 年 9 月、後発医薬品に対する理解を深め、その適正使用の推進を図るため、学識経験者及び消費者、医師会等関係団体及び行政で構成する「広島県後発医薬品使用推進

協議会」を設置し、計7回協議会を開催するとともに、アンケート調査及び保険者や製薬メーカーの代表者からのヒアリングを行い、平成22年3月に「広島県後発医薬品使用推進プログラム」を策定し、このプログラムに基づいた取組を行っている。

その取組の一つとして、平成23年度から、後発医薬品の使用促進を図るため、県内基幹病院の後発医薬品採用リストを作成し、関係者に情報提供するとともに、県のホームページに掲載し公表している。令和元年度以降は、計18施設の後発医薬品採用リストを作成し、公表した。

また、平成26年度には、医師、薬剤師等の医療関係者がジェネリック医薬品への理解を深めることを目的として、厚生労働省、一般社団法人日本ジェネリック医薬品学会との共催で、「ジェネリック医薬品セミナー」を開催している。

(※1) 後発医薬品に置き換えられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェア（新指標）

(3) 今後の対応

次の事業を引き続き実施することにより、医薬品のより良い使用を推進し、安心して医薬品を使用できる地域保健医療体制の構築を図る。

- ア 薬局機能向上に関する方策の検討
- イ 医薬品等適正使用の啓発
- ウ 在宅医療における医薬品の適正使用の推進
- エ 「広島県後発医薬品使用推進プログラム」に基づく取組の推進

2 適正な医薬分業の推進

(1) 現状

団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築といった、「医療・介護サービスの提供体制の改革」が喫緊の課題となっている。

広島県においても、高齢者の在宅患者宅（特に認知症独居の患者宅）では、医師の指示通りの薬の服用が困難であることから、大量の残薬の発生、症状の悪化及び在宅での生活が困難となるなどの問題が生じている。また、がん患者においては、緩和ケア体制の充実及び疼痛コントロールが重要であるが、医療用麻薬や抗がん剤等の無菌製剤を始めとする、医療・衛生材料の供給体制が十分に整備されていない。

薬局・薬剤師は、在宅患者への服薬管理に係る専門家としての役割が極めて需要であり、また薬剤師が在宅医療に参画するためには、多職種との連携が不可欠である。在宅医療に参画する薬局・薬剤師の数は増加しており、総じて薬局・薬剤師による在宅医療への参画は進んでいるが、更なる充実、スキルアップが求められている。

さらに、今後の薬局・薬剤師は、要指導医薬品・一般用医薬品や健康食品に関する相談応需、生活習慣病等に関する相談応需など、地域に密着した健康情報拠点としての役割も求められている。

このため、適正な医薬分業を推進するため、平成27年10月に公表された「患者のための薬局ビジョン」において求められる、かかりつけ薬局の推進及び健康サポートを行う薬局・薬剤師の育成を検討している。

(2) 事業内容

ア 薬剤師の多職種連携に係るスキルアップ事業

平成26年度に創設された、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けて薬局・薬剤師が活躍できる環境を整備するため、在宅医療を担う薬局の体制整備と薬剤師の資質向上を図ることを目的とした事業を実施した。

なお、本事業は国及び県による補助金事業として、公益社団法人広島県薬剤師会が実施した。
(令和4年度の事業内容)

- ・多職種連携の推進のための課題調査

在宅医療を実施する薬局や介護職種などにアンケート調査などを実施し、薬局と介護職種との連携などに関する現状や課題を抽出

- ・在宅医療推進に向けた研修会の開催

一般社団法人広島県介護支援専門員協会の協力を得て、ケアマネジャー及び薬剤師の互いの職能への理解及び薬局の在宅医療推進に向けた研修会を開催

- ・研修企画委員会、進捗管理のための委員会（在宅医療推進委員会）の開催

事業計画の立案及び全体の進捗管理を行うための委員会を設置

- ・連携関係研修会（在宅支援薬剤師専門研修）の実施

在宅医療において必要となる専門的な知識やスキルを習得した薬剤師を養成するための研修を実施

- ・無菌調剤研修などの実施

無菌調剤に対応できる薬剤師を養成するため、実技を中心とした研修会を開催。

- ・未就業薬剤師への研修の実施

未就業薬剤師に対する就労支援を行い、在宅医療を担う薬局への派遣体制を整えることを目的とし、未就業薬剤師への研修を実施

(3) 今後の対応

令和元年12月に改正医薬品医療機器法が公布され、令和3年8月1日から「地域連携薬局」及び「専門医療機関連携薬局」が新たに創設され、「患者のための薬局ビジョン」で示される、かかりつけ薬局機能や高度薬学管理機能を持つ薬局とされている。これらにより求められる、医薬分業の本質であるかかりつけ薬局を引き続き推進するとともに、在宅医療、健康サポート機能を発揮できる薬局・薬剤師を育成することにより、医薬品のより良い使用を推進し、安心して医薬品を使用できる地域保健医療体制の構築を図る。

また、令和元年に策定した「広島県におけるかかりつけ薬剤師・薬局推進に向けたアクションプラン」で示す指標や課題、目標等を整理し、令和6年度の第8次広島県保健医療計画策定に向け対応する。

薬局数及び処方箋受取率等の推移

年 度	広 島 県							全 国		
	薬局数	A 保険 薬局数	B 請求 薬局数	B/A (%)	年間 処方箋 発行枚数	処方箋 受取率 (%)	対前年 (%)	年間 処方箋 発行枚数	処方箋 受取率 (%)	対前年 (%)
平成 6	1,318	1,197	784	65.5	9,355,318	23.6	111.8	235,013,004	18.1	114.6
7	1,340	1,200	845	70.4	10,234,252	25.9	109.7	265,078,277	20.3	112.2
8	1,367	1,237	953	77.0	11,126,605	28.3	109.3	296,430,739	22.5	110.8
9	1,379	1,280	1,010	78.9	12,084,634	31.2	110.2	337,821,439	26.0	115.6
10	1,427	1,337	1,074	80.3	13,199,541	34.0	109.0	400,061,313	30.5	117.3
11	1,433	1,352	1,112	82.2	14,292,864	37.4	110.0	455,369,390	34.8	114.1
12	1,475	1,409	1,186	84.2	15,160,630	40.9	109.4	506,203,134	39.5	113.5
13	1,503	1,433	1,207	84.2	16,610,880	46.1	112.7	559,595,974	44.5	112.7
14	1,537	1,482	1,268	85.6	17,258,761	50.5	109.5	584,615,153	48.8	109.7
15	1,551	1,509	1,311	86.9	17,597,143	53.4	105.7	598,121,520	51.6	105.7
16	1,569	1,507	1,338	88.8	17,952,534	55.4	103.7	618,889,397	53.8	104.3
17	1,585	1,500	1,389	92.6	18,472,338	55.3	99.8	645,075,260	54.1	100.6
18	1,588	1,560	1,410	90.4	18,791,113	57.2	103.4	660,833,278	55.8	103.1
19	1,605	1,570	1,420	90.4	19,347,488	58.7	102.6	683,749,727	57.2	102.5
20	1,621	1,573	1,434	91.2	19,475,529	60.5	103.1	694,358,884	59.1	103.3
21	1,609	1,575	1,466	93.1	19,558,708	61.9	102.3	702,220,342	60.7	102.7
22	1,606	1,566	1,471	93.9	20,117,353	64.2	103.7	729,393,917	63.1	104.0
23	1,608	1,549	1,497	95.4	20,302,348	65.3	101.7	743,963,309	64.6	102.4
24	1,617	1,566	1,493	95.3	20,474,616	67.1	101.8	758,875,552	66.1	101.5
25	1,626	1,572	1,520	96.7	20,152,801	67.5	100.6	763,033,967	67.0	101.4
26	1,626	1,567	1,522	97.1	20,335,578	69.0	102.2	775,584,886	68.7	102.5
27	1,622	1,614	1,514	93.8	20,415,311	70.3	101.8	788,183,750	70.0	101.9
28	1,618	1,575	1,515	96.2	20,295,412	71.6	101.8	799,291,669	71.7	102.4
29	1,613	1,568	1,512	96.400	20,164,547	72.6	101.4	803,855,677	72.8	101.5
30	1,615	1,576	1,519	96.4	20,087,615	73.7	101.5	812,288,671	74.0	101.6
31	1,599	1,556	1,509	97.0	20,133,747	74.3	100.8	818,026,214	74.9	101.2
2	1,599	1,546	1,504	97.3	18,083,993	74.7	100.5	731,155,641	75.7	101.1
3	1,591	1,552	1,501	96.7	18,763,337	74.6	99.9	771,433,382	75.3	99.5
4	1,586	1,542	1,495	97.0	19,297,925	76.0	101.9	799,873,743	76.6	101.7

※年間処方箋発行枚数及び処方箋受取率は、（公社）日本薬剤師会資料による。